出席(登校)停止について(通知)(インフルエンザを除く)

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の生徒にうつるおそれのある期間は出席(登校)できないことになっております。

必ず医師の診断および治療を受け、下記の「感染症診断通知書」を持たせて出席(登校)させてください。***インフルエンザと診断された場合のみ、令和4年8月から当面の間、療養解除について保護者が記入する様式「療養解除届(インフルエンザ用)」となりました。**なお、出席(登校)停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※ 医療機関によっては、下記の「感染症診断通知書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますので、ご承知おきください。

病名	出席 (登校) 停止の期間 (基準)					
州 泊	第2種の感染症は、下記の基準の他、医師により感染のお それがないと認めるまで出席停止となります。					
(1 インフルエンザー *別 様式の 届あり)	発症した後5日を経過し、かつ <u>解熱した後2日を経過するまで。</u>					
2 百 日 咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質 による治療が終了するまで。					
3 麻 し ん	解熱した後3日を経過するまで。					
4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。					
5 風 し ん	発疹が消失するまで。					
6 水 痘	すべての発疹が 痂 皮化するまで。					
7 咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症)	主要症状が消失した後2日を経過するまで。					
8 結 核	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで					
9 髄膜炎菌性髄膜炎	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで					
10 そ の 他	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで					

注:○印は、かかっていると思われる病気

専門医 様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の生徒にうつるおそれがなくなりましたら、保護者又は生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をし、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

きりとりせん -----

感染症診断通知書

新潟県立新津工業高等学校長 様

下記の生徒の疾病は治癒し、または、他の生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。

学年・組	氏名	年	F 維	l	氏名				
病名						診断日	月 __		_日
出席(登校)してもよいと認められる日					月		日から		
				[医療機関	Jan 1988			

医 師 氏 名